注意事項

○工事を伴わないポータブル（可搬）型の非常用自家発電機の購入について

本交付金は施設整備に対する補助であるため、施設に付帯する工事を伴わない内容は自家発に限らず対象外です。

○特養併設ショートの面積按分について

特養併設ショートを補助対象外としている事業について、補助対象外施設が同一建物等にある場合と同様に、面積案分が必要となります。（水害対策強化事業・耐震化整備・非常用自家発電設備整備　等）

なお、上記の内容は、今年度から取り扱いに変更があったわけではなく、改めての周知となりますので、要綱等を必ずご確認いただき、整備計画が適切かつ防災・減災等に効果的な内容か十分に確認した上での提出をお願いいたします。